

病床数適正化支援事業に係るQ&A

3月11日更新 更新点赤字

No.	質問	回答
1	事業計画を期限内に提出できない場合はどうなるのか	期限内に事業計画を提出できない場合は、支給対象外となります。 (活用意向がない場合は事業計画の提出は不要です。)
2	提出した事業計画どおり満額交付されるのか	厚労省において、各都道府県から提出された事業計画を基に内示が示される予定であり、予算上限を上回る事業計画の提出があった場合は、満額内示とならない場合があります。
3	提出した事業計画は必ず実施する必要があるか	基本的には事業計画どおり実施していただきたいと考えていますが、計画の実施について拘束されるものではありません。
4	事業計画提出後に変更または取り下げをしてもよいか	基本的には事業計画どおり実施していただきたいと考えています。※回答までの期限が短いこともあり、変更または取り下げが生じることもやむを得ないと考えています。
5	事業計画はどの項目が支給額に影響するのか	厚労省から示されていないため、確認中です。
6	現在休床している病床を削減した場合、支給対象になるか	現在休床している病床も支給対象になります。
7	削減する病床数に上限はあるか	上限はありません。
8	無床診療所化しても対象となるか	入院医療を継続していただくことを目的とした給付金であることから、無床診療所化した場合は支給の対象外となります。
9	赤字であることが交付要件なのか	交付要件とはされておりません。ただし、国の予算の範囲内で調整される場合に、影響する可能性があります。
10	交付金はいつ支給されるのか	別添スケジュールのとおりです。厚労省からの交付決定後、準備が整った医療機関から順次交付を開始します。
11	今後削減を行う予定の場合、交付金は計画段階で支給されるものと認識してよいか	交付に関する詳細なスケジュール等を確認中です。
12	事業計画の「削減予定日」について、「交付金支給決定後速やかに削減する」という趣旨の回答は可能か	回答時点で見込まれる具体的な削減予定日を記入ください。
13	返還要件について、9月末時点で残した病床を、10月以降にやむを得ず無床化や廃院しなければいけなくなった場合は、返還要件に該当するのか	本事業は、今後も入院医療を継続することを前提として、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対して支援を行うものであるため、10月1日以降に廃院を予定している場合は対象外となります。やむを得ず無床化や廃院しなければいけなくなった場合に返還を要するか否かについては、個別具体的な状況によって判断させていただきます。
14	返還を求められない正当な理由による増床は、どのような理由が想定されるのか	返還を要するか否かについては、個別具体的な状況によって判断させていただきます。
15	事業計画様式No. 6の市町村独自の補助金は何を回答すればよいか	令和7年度中に市町村から補助金の支給を受ける予定がある場合、経営支援を目的とした補助金について見込まれる金額を記入ください。補助金の支給目的は市町村にお問合せください。
16	事業計画様式No. 31～35の削減後の病床機能に関する回答は支給額に影響するのか	地域医療への影響を考慮し、事業計画の内容によっては、地域医療構想調整会議等でご説明いただく場合があります。参考として山形県独自でお聞きしております。(病床機能の欄は厚労省には送付しません)
17	事業計画様式No. 38の病床稼働率はどのように回答すればよいか	直近3か月間(※)の「(在院患者数+退院患者数) / (許可病床数合計×3か月の日数)」を記入ください。(在院患者数は入院延患者数と同義です。 ※直近3か月間 今後削減予定の場合：令和6年11月、12月、令和7年1月の3か月間(92日間) すでに削減済の場合：削減日の属する月の前月以前の3か月間(例えば令和7年1月に削減した場合は、令和6年10月、11月、12月)
18	医療機関のすべての許可病床が休床中である場合、削減すれば支給対象になるか	“すべての許可病床が休床中”の場合は、支給対象外となります。
19	産科の有床診療所において、現に分娩に用いておらず(休床中)、今後も用いる予定の無い病床は、支給対象となるか	お見込みのとおり、支給対象となります。
20	国事業概要4ページ目「事業計画の提出における主なQ&A」2について、「令和6年度の基金を用いることとし」とあるが、令和7年度活用予定の場合はどのような取扱いか	令和7年度の基金を活用した事業実施分についても、令和7年9月までの病床削減を行い、令和7年度地域医療介護総合確保基金の活用が決まっている場合には、同様の取扱いとなります。
21	「病床削減」について、病床数の減少と同時に用途変更(病床の種別の変更)する場合は、いつまで何をすればよいか	用途変更(病床の種別の変更)及び病床数の減少の場合は、病床の種別及び病床数の変更に係る許可の申請を行った上で、令和7年9月末日までに当該許可を受ける必要があります。